

(国勢調査)

## 審 査 メ モ (審査状況及び論点)

## &lt;目次 (審議項目)&gt;

## 1 今回申請された変更

## (1) 調査事項の変更

① 大規模調査年の調査事項とされていた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査年も含め、5年おきに継続的に把握する 2 頁

② 調査票に記入して回答する場合(調査員回収・郵送提出)に、調査員記入項目としていた「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を、報告者の回答事項に変更 4 頁

## (2) 調査方法の変更

○ 調査関係書類(調査依頼状、調査票など)の郵送配布の導入 6 頁

## (3) 調査実施期間・実施方法の変更

○ 調査開始から終了までの期間の長さを維持しつつ、スケジュール全体を1週間程度繰り下げ、以下のとおり、実施方法を見直し 8 頁

① 調査関係書類の配布を1週間程度後ろ倒ししつつ、配布期間を拡大(土日がそれぞれ2日含まれるようにする。)

② 提出期限から督促開始までの期間を1週間以上確保

## (4) 公表時期の変更

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う事務の遅延等を想定して、繰り下げていた公表時期を、基本的に、前回調査の当初計画段階の時期に戻す 10 頁

## 2 過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

12 頁

## 1 今回申請された変更

### (1) 調査事項の変更

#### (変更内容)

- ① 大規模調査年の調査事項とされていた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査年も含め、5年おきに継続的に把握する

#### (審査状況)

ア 総務省統計局は、大規模調査年の調査事項とされていた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査年も含め、5年おきに継続的に把握することを計画している。

イ 「現在の住居における居住期間」については、地域の定住率等に関する実態を把握することを目的に平成12年（2000年）調査から、「5年前の住居の所在地」については、人口移動に関する情報を把握することを目的に平成2年（1990年）調査から、それぞれ追加されたが、いずれの調査事項についても、大規模調査年のみ（10年おき）の調査事項とされていた。

しかし、平成23年に発生した東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、平成27年（2015年）調査の際、簡易調査年ではあったものの、調査事項とされた。そのため、実態としては、平成22年（2010年）調査時から継続して把握している状況である。

ウ 今回行われる令和7年（2025年）調査は、簡易調査年であることから、調査事項を設けた当初の整理によれば、調査事項とされないものであるが、総務省統計局は、この変更について、以下の理由を挙げている。

- ① 前回の令和2年（2020年）調査における答申（諮問第131号の答申国勢調査の変更について（令和元年9月30日付け統計 委第13号）。以下「前回答申」という。）では、「5年前の住居の所在地」について、人口移動の状況を継続的に把握することの重要性を踏まえて、「住民基本台帳人口移動報告」による代替可能性等についても検討を行うなどした上で、簡易調査年を含め、継続的に把握することについて検討を求められたこと
- ② 令和4年に総務省統計局が行った各府省及び地方公共団体に対する要望把握において、「5年前の住居の所在地」だけでなく、「現在の住居における居住期間」についても、人口流出や移住対策に有用な情報であることなどから、継続的に把握することへの要望が示されたこと

エ なお、これらの調査事項の継続把握について、総務省統計局は、令和7年調査第1次試験調査及び第2次試験調査でも調査事項として検証しており、調査結果では、両調査

事項についての記入不備の割合は図表 1 のとおり小さく、他の調査事項と遜色ない結果が出ており、本調査でこれら調査事項を継続しても、十分な記入が確保されると見込まれるとしている。

図表 1 調査事項の記入不備の割合 (%)

| 調査事項          | 第 1 次試験調査 | 第 2 次試験調査 |
|---------------|-----------|-----------|
| 現在の住居における居住期間 | 1.6       | 2.8       |
| 5 年前の住居の所在地   | 1.1       | 0.9       |

また、総務省統計局は、前回答申の課題で指摘された「住民基本台帳人口移動報告」による本調査事項の代替可能性について、

- ① 住民基本台帳人口移動報告は、市町村に届出があった住民基本台帳に基づくものであり、必ずしも実際の常住地で登録されているとは限らない状況で、そのまま国勢調査のデータとして利用することには限界がある
  - ② 住民基本台帳人口移動報告は、転入情報から作成しているが、移動前の住所地が 5 年前の住居の所在地とは限らない
- ことから、代替することはできないと判断したとしている。

オ 以上を踏まえ、今回の変更については、前回答申における指摘事項を踏まえて検討されたことへの対応であり、以下の理由から適当であると考える。

- ・ 「5 年前の住居の所在地」について、住民基本台帳人口移動報告では代替できないものであることを確認していること
- ・ 利活用者である各府省及び地方公共団体の要望を受けた対応であること
- ・ 平成22年（2010年）調査から継続的に調査事項としており、特に支障は発生していないこと。また、試験調査の検証においても十分な記入が確保されることを確認していること

（論点）

特になし

(変更内容)

② 調査票に記入して回答する場合（調査員回収・郵送提出）に、調査員記入項目としていた「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を、報告者の回答事項に変更

(注) オンライン回答する場合には、従前から報告者自らが回答

(審査状況)

ア 「世帯の種類」（「一般世帯」に該当するか否か等を把握）については、従前より、調査員が記入する他計項目として位置付けられている。

また、「住宅の建て方」（一戸建か共同住宅か等を把握）については、**図表 2**のとおり、平成22年調査までは、報告者自らが記入する項目（自計項目）として設けられていたが、前記①イに記載したとおり、平成27年調査の際に、従来、大規模調査のみで把握していた調査事項の「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査年においても把握することになったことに伴い、報告者の負担軽減の観点から、調査票に記入して提出する場合（調査員又は郵送で提出する場合）には、調査員が記入する他計項目に変更され、それ以降は他計項目として位置づけられている（ただし、報告者がオンライン回答を行う場合にあっては、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」についても、報告者が回答することとされている。）。

図表 2 調査事項「住宅の建て方」の自計・他計方式別の変遷

| 調査年                | 自計・他計の別        |             | 備考                                                                                                                                                        |
|--------------------|----------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 調査員に提出<br>郵送提出 | オンライン<br>回答 |                                                                                                                                                           |
| 平成17年（2005年）<br>以前 | 自計             | －           |                                                                                                                                                           |
| 平成22年（2010年）       | 自計             | 自計          | 一部地域に限定したオンライン回答を導入。全国的に導入されたのは平成27年からである。                                                                                                                |
| 平成27年（2015年）       | <b>他計</b>      | 自計          | 平成23年に発生した東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、簡易調査年であったが、臨時に、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」の調査事項を追加→これに伴い、報告者負担の軽減の観点から、調査票に記入して提出する場合については、調査員が記入する項目（他計項目）に変更 |
| 令和 2 年（2020年）      | <b>他計</b>      | 自計          | 平成27年調査の取扱いを継続                                                                                                                                            |

イ しかしながら、総務省統計局は、調査事項の「世帯の種類」及び「住宅の建て方」について、以下の理由から、**図表 3**のとおり、調査票に記入して提出する場合についても、オンライン回答する場合と同様、自計項目に変更することを計画している。

① 近年、地方自治体が調査員の人員確保に苦慮する中、調査員の事務負担軽減の観点

から調査員に記入させる調査票設計の在り方について見直しを求める意見・要望が地方自治体等から求められていること

- ② 前回調査においては、調査員が、世帯ごとに「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を調査票に記入した上で、関係書類とともに、報告者に配布していたが、その際に、別の世帯用の調査票を配布してしまうなどの誤りが発生したこと

図表3 調査票の変更イメージ

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現行  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>(報告者記入欄)</p> <p>世帯について (調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)</p> <p>1 世帯員の数 総数 男 女</p> <p>・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いてください</p> <p>2 住居の種類</p> <p>持ち家 民営の賃貸住宅 都道府県・市区町村営の賃貸住宅 都道府県・市区町村営の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅 (住宅・公営) 住宅に間借り 会社等の独身寮・寄宿舎 その他</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>(調査員記入欄)</p> <p>世帯の種類</p> <p>一般世帯 (一人世帯 会社等の独身寮の入居者を含む) 学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所の入院者 老人ホーム等の社会施設の入所者 その他</p> <p>住宅の建て方</p> <p>一戸建 長屋建 (びらま/スライムを含む) 共同住宅 (アパート・マンション等) その他 建物全体の階数 住んでいる階数</p> </div> </div> |
| 変更案 | <p>(報告者記入欄)</p> <p>世帯について (調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)</p> <p>1 世帯の種類</p> <p>一般世帯 (一人世帯 会社等の独身寮の入居者を含む) 学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所の入院者 老人ホーム等の社会施設の入所者 その他</p> <p>2 世帯員の数 総数 男 女</p> <p>・ふだん住んでいる人 全員の人数を書いてください</p> <p>3 住居の種類</p> <p>持ち家 民営の賃貸住宅 都道府県・市区町村営の賃貸住宅 都道府県・市区町村営の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅 (住宅・公営) 住宅に間借り 会社等の独身寮・寄宿舎 その他</p> <p>4 住宅の建て方</p> <p>一戸建 長屋建 (びらま/スライムを含む) 共同住宅 (アパート・マンション等) その他 建物全体の階数 住んでいる階数</p> <p>※調査員記入欄から報告者の回答事項に変更</p>                                                                                                                       |

ウ これについては、調査員の事務負担軽減を図りつつ、調査の円滑化を目的とするものであり、おおむね適当と考えるが、報告者負担等の観点からも確認することが必要と考える。

### (論点)

- 1 平成27年調査（簡易調査年）では、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を調査事項として追加したことを考慮して、「住宅の建て方」については、報告者負担軽減の観点から他計方式に変更した経緯がある。

令和7年調査についても、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を継続して把握することで、平成27年と同様の状況になっている。このような中、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を自計方式に変更することについて、報告者の負担軽減の観点から、どのように考えているか。

- 2 令和7年調査第1次試験調査及び第2次試験調査では、本調査事項について、具体的にどのような検証を行い、どのような結果が得られたのか。（未記入率・誤記入率を含む）。

## (2) 調査方法の変更

### (変更内容)

#### ○ 調査関係書類（調査依頼状、調査票など）の郵送配布の導入

### (審査状況)

ア 本調査では、従前から、調査への回答については、調査員による回収、郵送提出、オンライン回答が併用されているが、調査関係書類の配布については、調査員が対面で配布することを念頭に置きつつ、不在等で対面できない場合に限り、報告者宅に調査員がポスティングにより対応していたところであるが、令和7年調査において、一部の地域を限定した上で、新たに調査関係書類（調査依頼状、調査票など）について、郵送配布も可能とすることを計画している。

イ この背景や理由について、総務省統計局は、次のとおり説明している。

- ① 前回調査の実施後、地方公共団体から、強い要請を受けていること
  - ・ 調査員の高齢化や、調査員確保が困難である状況から、調査員の事務負担の軽減を検討してほしい
  - ・ オートロックマンション等では、調査員の面接が困難であるため、郵送配布も検討してほしい
- ② 前回の令和2年調査においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期と重なったこと等もあり、調査員と世帯が対面しない非接触型の調査方法（インターフォン越しに説明を行い、郵便受けを使用し調査書類一式を配布するなど）が広く求められた経緯があり、今後においてもその傾向は続くと思込まれること

ウ このため、総務省統計局は、調査員を動員しない調査方法として、郵送配布の実行可能性について、令和7年調査に向けた試験調査を通じて、**図表4**のとおり、段階的に検証している。

図表 4 郵送配布の実行可能性における検証状況

| 試験調査 | 検証目的・内容                                                                          | 検証結果・課題                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次  | 調査対象地域内の全住戸等に郵便局のタウンプラス <sup>(注)</sup> の仕組みを活用し、『回答促進リーフレット』を配布することで実行可能性を検証     | 郵便局が保有する住所録に基づき配布されるため、①世帯ではない事業所にも配布される、②住所録が更新されておらず配布漏れの世帯があったことなどの課題が判明<br>⇒タウンプラスの活用は困難                                                                                                                                                          |
| 第2次  | 共同住宅の管理会社等である2社へ業務委託を行い、調査関係資料について、A郵送により配布する方法、B管理人のポスティングにより配布する方法の2パターンで、比較検証 | 回答世帯の割合について、A郵送配布が33.1%、Bポスティングが45.8%となっており、A郵送配布の回答割合が低くなった。<br>⇒A郵送配布では、回答促進リーフレット及び督促状の配布も自治体で準備した封筒に入れて郵送を行っており、①世帯が書類を手にとってすぐにその内容を目にしていなかったこと、②調査書類の内容を確認するには封筒を開く一手間が発生することなどが、回答割合が低かった要因と推測<br>⇒郵送配布では回答率が低くなる傾向があることから、督促事務の強化を検討することが必要と分析 |

(注) あて名の記載は不要で、配布リストがなくても配達したい地域を指定することによって、配達可能な箇所すべてに配達を行うことができる郵便局の配達サービス。

エ また、第1次及び第2次試験調査において把握した課題等を踏まえ、令和7年調査での導入を視野に、第3次試験調査において郵送配布方式の実地検証を行うこととしている。

オ 郵送配布の導入については、調査環境が厳しくなるとともに、調査員事務の負担軽減が求められている中、自治体における調査事務の選択肢を増やすものとして、方向性としては否定するところではないが、判断に当たっては、第3次試験調査の結果分析の聴取が不可欠である。

そのため、その結果分析を踏まえて、新たに論点を立てることも想定されるが、現時点においては、以下の点について、説明を求めたい。

(論点)

- 1 令和7年調査第3次試験調査における郵送配布方式の試行について、具体的な実施範囲・内容等はどのようなものか。
- 2 仮に、令和7年調査で郵送配布を導入とした場合、導入地域の選定や郵送配布の具体的手順・方法等（回答の確保策を含む。）について、現時点でどのような想定をしているのか。

### (3) 調査実施期間・実施方法の変更

#### (変更内容)

- 調査開始から終了までの期間の長さを維持しつつ、スケジュール全体を1週間程度繰り下げ、以下のとおり、実施方法を見直し
- ① 調査関係書類の配布を1週間程度後ろ倒ししつつ、配布期間を拡大（土日がそれぞれ2日含まれるようにする。）
- ② 提出期限から督促開始までの期間を1週間以上確保

#### (審査状況)

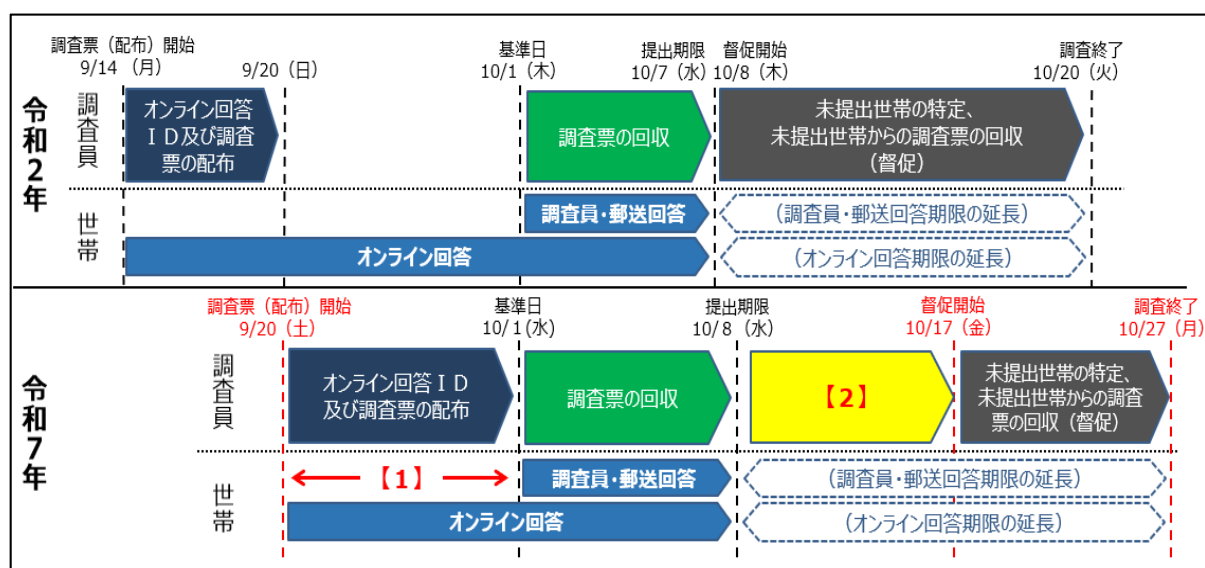
ア 前回調査の実施結果を踏まえて、調査実施期間に関しては、

- ① 前回調査（令和2年調査）では、調査基準日（10月1日）の2週間前から配布を開始した結果、調査票を紛失する、報告者等から照会が多く寄せられるなどの支障が生じた。また、土日がそれぞれ1日（計2日）しか含まれず、報告者に調査員が対面できる期間として、不十分と思われる状況もあった
- ② 前回調査（令和2年調査）では、提出期限（10月7日）経過後、直ちに督促を実施したため、提出期限直前又は当日までに郵送提出した世帯との間において、既に提出されているにもかかわらず、督促を行うといった行き違いが多数発生したといったことが課題となっていた。

イ これらの理由を踏まえ、総務省統計局は、**図表5**のとおり、調査関係書類の配布を1週間程度後ろ倒しした上で、実施方法について、

- ① 配布期間を拡大（土日がそれぞれ2日（計4日）含まれるようにする。）
- ② 提出期限から督促開始まで、1週間以上の猶予期間を設けるなどの変更を予定している。

図表5 調査実施期間の変更イメージ



- ウ この変更について、令和7年調査の第1次試験調査及び第2次試験調査においては、
- ① 調査関係書類の配布時期を調査期日に近づけることにより、提出後の修正が減少したことや世帯での調査票紛失の減少に繋がった。また、調査書類の配布期間に土日を2回含めることにより、世帯に直面で説明できる機会が増え、集中して調査書類を配布できるようになるなど円滑に調査が実施できた
  - ② 督促開始時期を後ろ倒しにしたことで世帯との行き違いが減少した。また、督促件数が減少し調査員の負担が軽減された
- との意見がなされている。

エ これらについては、報告者との接触機会の確保や督促時の混乱防止等に寄与し、円滑な調査実施に資すると考えられることから、おおむね適当と考えるが、調査実施期間の具体的な実施内容について確認することが必要と考える。

(論点)

図表5の調査実施期間の【2】の期間には、具体的に、どのようなことをするのか。

#### (4) 公表時期の変更

##### (変更内容)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う事務の遅延等を想定して、繰り下げていた公表時期を、基本的に、前回調査の当初計画段階の時期に戻す

##### (審査状況)

ア 前回調査（令和2年調査）においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や令和2年7月豪雨の影響を踏まえ、一部の地域について、調査実施期間を1か月から4か月延長しており、これに伴い、全ての集計について、公表の期日について当初の計画から数か月程度繰り下げていた。

しかし、令和7年調査では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行した等の状況を踏まえ、総務省統計局は、**図表6**のとおり、公表時期の繰下げを、基本的に解消することを計画している。

**図表6 公表時期の比較**

| 集計区分      |                        | 前回調査                                                         |        | 変更案           |
|-----------|------------------------|--------------------------------------------------------------|--------|---------------|
|           |                        | 当初計画                                                         | 繰下げ後   |               |
| 速報集計      | 人口速報集計<br>(要計表による人口集計) | 翌年2月                                                         | 翌年6月   | <b>翌年5月</b>   |
| 基本集計      | 人口等基本集計                | 翌年9月                                                         | 翌年11月  | <b>翌年9月</b>   |
|           | 就業状態等基本集計              | 翌々年3月                                                        | 翌々年5月  | <b>翌々年3月</b>  |
| 抽出詳細集計    |                        | 翌々年11月                                                       | 翌々年12月 | <b>翌々年11月</b> |
| 従業地・通学地集計 |                        | 翌々年5月                                                        | 翌々年7月  | <b>翌々年5月</b>  |
| 人口移動集計    | 移動人口の男女・年齢等集計          | 翌年12月                                                        | 翌々年2月  | <b>翌年12月</b>  |
|           | 移動人口の就業状態等集計           | 翌々年6月                                                        | 翌々年8月  | <b>翌々年6月</b>  |
| 小地域集計     |                        | 該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を行った上で、速やかに公表（調査計画の記載に変更なし） |        |               |

(注) 公表時期は、調査実施年を基準に記載

イ ただし、速報集計「人口速報集計（要計表による人口集計）」については、平成27年調査までは、調査票配布時に世帯員数等を聴取し、その情報により「要計表」を作成しており、令和2年調査においても、当初は同様の方法による「要計表」の作成を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景とした調査環境の変化や調査員の事務負担軽減の観点から、実際には提出された調査票の回答に基づき「要計表」を作成する方法へと作成手順を変更した。

令和7年調査においても、調査員の事務負担軽減等の観点から、令和2年における変更後の「要計表」の作成方法の継続を計画しており、繰下げ後の時期から1か月の早期化を図るものとしている。

ウ これらについては、新型コロナウイルス感染症の収束等を踏まえ、一時的な対応としていた公表時期の繰り下げを解消しようとするものであり、また、「人口速報集計（要計表による人口集計）」の作成手順の変更は、調査員の事務負担軽減を図るものであり、おおむね適当であると考えてるが、その内容等について確認することが必要と考える。

（論点）

人口速報集計（要計表による人口集計）の作成手順の変更に係る経緯、変更内容はどのようなものか。

## 2 過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、過去の答申（令和元年9月30日付け統計委第13号）において、以下の検討課題が指摘されている。

### （１）オンライン調査の更なる利用促進方策の検討

#### （課題）

- 前回調査（平成27年調査）において、オンライン調査を全国に拡大するとともに、オンライン調査の利用促進を図るため、オンライン回答IDを先行して配布する方法を導入したことに伴い、地方公共団体及び統計調査員の事務負担が増大したことを踏まえ、今回調査（令和2年調査）では、オンライン回答方式を維持しつつ、オンライン回答IDと紙の調査票を同時に配布する方法に変更することとしている。
- しかしながら、今回のオンライン調査の実施方法の変更に伴うオンライン回答率への影響及び地方公共団体の事務負担軽減の効果について十分な検証を行い、その結果も踏まえ、次回調査（令和7年調査）の実施に向けて、更なる有効かつ効果的な方策について検討する必要がある。

#### （審査状況）

ア 令和2年調査においては、新型コロナウイルス感染症対策として、調査員と世帯が対面しない非接触型の調査方法による実施が推奨され、その一環として、オンライン回答についても一層の活用推進が求められた。しかし、オンライン回答率は、**図表7**のとおり、37.9%にとどまり、平成27年調査の36.9%に比しても大きな伸びは得られなかった。

この理由について、総務省統計局は、従来は、調査員が世帯を訪問する際に、オンライン回答を推奨するなどの対応を行っていたが、コロナ禍の影響により、調査員が世帯と対面することが大幅に減ったことで、オンライン回答を推奨する機会自体が乏しくなったことを一つの要因と考えている。

また、コロナ禍の影響により、調査の実施に先立って行う予定であった国や自治体におけるオンライン回答促進のイベントが十分にできなかったことなどオンライン回答を促進する機会がなくなったことも大きいと説明している。

図表7 近年における提出方法別の回答率

(%)

|              | オンライン回答 | 郵送提出 | 調査員  | 聞き取り <sup>(注)</sup> |
|--------------|---------|------|------|---------------------|
| 平成27年（2015年） | 36.9    | 34.1 | 15.9 | 13.1                |
| 令和2年（2020年）  | 37.9    | 41.9 | 3.9  | 16.3                |

(注) 聞き取りとは、不在等の理由で調査票を回収できなかった世帯を対象に、国勢調査令に基づき、調査員が「氏名」、「男女の別」、及び「世帯員の数」を近隣の者等から聞き取って調査を実施するもの。

イ 以上のような状況を踏まえ、令和7年調査の第1次試験調査及び第2次試験調査において、図表8のとおり、検証を行っている。

図表8 オンライン調査に係る検証内容

| 調査                          | 対象世帯数                        | 検証内容                                                                                            |
|-----------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一次試験調査<br>(令和4年6月12日～7月18日) | 総数：16,861<br>うちオンライン回答：5,524 | ①年齢階級別インターネット回答状況<br>②端末種類別インターネット回答状況<br>③日別インターネット回答状況<br>④時間帯別インターネット回答状況<br>⑤市区別インターネット回答状況 |
| 二次試験調査<br>(令和5年6月10日～7月17日) | 総数：6,077<br>うちオンライン回答：1,829  | 上記①～⑤<br>⑥新たに追加した機能の利用状況<br>・QRコードからのログイン状況<br>・パスワード再設定機能の利用状況<br>・一時保存機能の利用状況                 |

その結果、回収方法に占めるオンライン回答の割合（年齢階級別）については、図表9のとおりとなっており、60歳以上で見ると、年齢が上がるにつれオンライン回答をした世帯の割合が低くなる傾向にある。

また、新たに追加した機能のうち、一時保存機能については、本調査の規模になると、未回答（一時保存のまま回答完了しない）となる件数が、相当数、発生する可能性があるとして導入を見送ることとしている。

図表9 年齢階級別に見た回収数全体に占めるオンライン回答の割合 (%)

|       | 第1次試験調査 | 第2次試験調査 |
|-------|---------|---------|
| 総数    | 32.8    | 30.1    |
| 20歳未満 | 55.3    | 56.2    |
| 20歳代  | 46.5    | 35.4    |
| 30歳代  | 46.9    | 36.3    |
| 40歳代  | 49.4    | 50.2    |
| 50歳代  | 45.6    | 47.3    |
| 60歳代  | 34.7    | 34.4    |
| 70歳代  | 18.3    | 16.4    |
| 80歳以上 | 14.2    | 14.0    |

(注) 第1次試験調査では政府統計共同利用システム、第2次試験調査では国勢調査オンライン調査システムを利用して実施している。

ウ これらの状況を踏まえ、総務省統計局では、オンライン回答の促進のための取組として、

① オンライン調査システムの機能改善

- ・ システムへのログイン方法を容易に行うことができるようQRコードダイレクトログイン機能（QRコードを読み取ることで、ログインID・アクセスキーが自動入力される機能）の追加、世帯がパスワードを失念した場合に世帯側で再発行できる機能の実装など

② 外国人、視覚障がい者向け機能の実装

- ・ 外国対応として、令和2年調査に引き続き、電子調査票について英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語への対応を実施
- ・ 視覚障がい者対応として、音声読み上げソフトへの対応を引き続き実施

③ オンライン回答推進のための環境整備

- ・ 高齢者世帯が多い地域を中心とした地域に密接した施設（郵便局等）へのオンライン回答支援ブースの設置等の環境整備を推進（前回調査までは、地方公共団体ごとの独自の判断で実施していたもの）

を行うとしている。

エ 上記対応策については、オンライン調査の利用促進方策として否定するものではないが、特に、③の高齢者世帯が多い地域を中心とした地域に密接した施設（郵便局等）へのオンライン回答支援ブースの設置については、どのような理由から設置するのか確認することが必要と考える。

また、国民におけるスマートフォンの保有状況が、全体で90.6%、65歳以上でも78.9%（総務省の「令和5年通信利用動向調査（世帯編）」）という状況を踏まえると、スマートフォンを用いた回答の推進のための方策が効果的とも考えられ、利用促進のための取組が実効性のあるものになっているか等について確認することが必要と考える。

（論点）

- 1 60歳代以上でオンライン回答率が低調である理由について、試験調査で意見聴取等をしているのか。
- 2 オンライン調査システムにアクセスするスマートフォン等の端末において、回答しやすい画面構成・デザイン・操作性など、前回調査時からどのような改善・見直しが行われているか。
- 3 オンライン回答を促進するため、全世代に向けてスマートフォン等の端末利用へ誘導することが重要と考えるが、どのような対応を講ずる予定か。また、高齢者世帯に向けた対策であるオンライン回答支援ブースの設置は、どのような理由から設置するのか。
- 4 オンライン回答促進に向けて具体的な取組を考えているか（全国的に横展開できる取組はあるか）。

## (2) 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善

### (課題)

- 前回調査（平成27年調査）の結果を踏まえ、今回調査（令和2年調査）においても、大規模な集合住宅の管理会社や社会福祉施設等の運営法人等への調査員業務の委託を可能とするとともに、マンション管理団体への協力依頼を積極的に行うことにより、各市町村における管理会社等への調査員業務の委託が円滑に行われるよう支援するとしている。
- しかしながら、入居するマンションの管理人や施設管理者等、身近な者が統計調査員となることによる個人情報保護等の面からの報告者の忌避感も懸念されることにも留意し、調査結果の正確性・信頼性の確保及び円滑な調査実施等への影響が生じないよう、調査票情報の秘密保持等の徹底を図るなど、引き続き必要かつ万全な対応方策について検討することが必要である。

### (審査状況)

#### (報告者の忌避感について)

ア 本課題においては、管理人や施設管理者等、身近な者が統計調査員になることによる個人情報保護等の面からの報告者の忌避感について指摘があった。

これについて、総務省統計局は、前回調査（令和2年調査）では、業務委託する際の仕様書の雛形において、受託者が講ずべき措置として「秘密の保護」、「調査書類の適正管理」について記載しており、また、「秘密の保護」については、契約後に誓約書を別途提出させることで担保しており、令和7年調査においても引き続き実施するとしている。

イ また、令和7年調査の第2次試験調査に併せて、調査対象世帯に対して行ったマンション管理会社への業務委託による調査についてのアンケート結果では、

- ① マンション管理会社に調査業務を委託した調査区の世帯において、マンション内で調査活動を行う者として安心できる者を尋ねたところ、  
「マンション関係者（管理会社や管理員等）」が90.9%
- ② マンション管理会社に調査業務を委託した調査区の世帯において、調査書類の受取方法（調査書類を郵便受けに入れる方法により配布）に対する意見を尋ねたところ、  
「不都合や不便は感じなかった」が93.3%

となっており、入居するマンションの管理人等が統計調査員となることによる報告者の忌避感等は少なくなっている。

ウ このことから、総務省統計局は、入居するマンションの管理人や施設管理者等、身近な者が統計調査員となった場合においても、調査結果の正確性・信頼性の確保及び円滑な調査実施等への影響は生じないと考えている。

これについては、審査部門としても、円滑な調査実施の観点から特に異議はない。

#### (管理会社等への調査員業務の委託契約)

エ 前回調査においては、集合住宅の管理会社等への契約件数の実績は、全国で1,000件程度<sup>(注)</sup>となっており、社会福祉施設及び病院の契約件数の実績である10,070件と比較すると、総務省統計局は、契約手続を含め、まだ活用の余地があるとして、更なる活用方策の検討を行うとしている。

(注) 総務省統計局が、令和3年5月時点において都道府県からの報告に基づき取りまとめた件数

オ 前回調査実施後の実施報告や地方公共団体との意見交換の際、地方公共団体からは、

- ・ 契約に時間がかかるため契約事務の簡素化を希望
- ・ マンション管理会社へのアプローチ方法が分からない

といった要望があった。

このため、令和7年調査第2次試験調査において、国が集合住宅の管理会社等と一括契約を行い、課題等について意見聴取を行っている。

カ 第2次試験調査実施後の地方公共団体からの意見等では、

- ・ 「通常の調査員に対する説明会と委託を行う管理員等への説明会両方を同時に進める必要があるところ、柔軟な調整ができないなど、逆に地方でのスケジュール管理が煩雑」などといった意見等があった。

また、調査実施者である総務省統計局としても、

- ・ 「現場の事務について、請負企業から国に連絡があり、それを受け、国から都道府県を経由し市町村に連絡することになり、本来の請負企業と市町村が直接やり取りする場合よりも対応に時間を要した」

といったことが判明したとしている。

キ このため、総務省統計局は、国の一括契約は、必ずしも地方の負担軽減に繋がるわけではなく、また、現場レベルで迅速な対応を行うことが難しくなると判断し、令和7年調査では、契約主体は、従来どおり、実地調査を担う地方公共団体とすることとしたとしている。

また、令和7年調査に向けた国勢統計実務検討会<sup>(注)</sup>において、地方公共団体に対して、その旨を説明し、特段反対の意見はなかったとしている。

(注) 調査方法等の実務に関し、具体的に検討するため、ブロック幹事県等都道府県及び政令指定都市の参加を得て、総務省統計局が開催している検討会

ク ただし、総務省統計局は、地方公共団体及び管理会社の業務負担の軽減を図るため、地方公共団体に対しては、契約締結までの手順書や契約書のひな形を示すといった取組を検討するとしており、また、管理会社に対しては、業務委託専用のマニュアルの作成や、世帯一覧や要図を電子化し業務の効率化を図るなどの取組を検討するとしている。

ケ これらについては、調査事務全体として、地方公共団体等の業務負担に考慮した結果であり、また、その他方策において業務負担の軽減のための取組も検討されていることから契約主体を従来どおり、地方公共団体とすることはやむを得ないとする。

**(論点)**

特になし

### (3) 不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等

#### (課題)

- 前回調査（平成27年調査）では、従来の広報媒体（テレビ・ラジオのCMや新聞広告、インターネット広告等）に加え、調査実施前年からマンション関係団体等への周知を行うとともに、オンライン調査の利用促進を図るため、各広報媒体、調査関係書類及び地方公共団体のホームページ等において積極的にオンライン回答へ誘導するための周知を行ったほか、オンライン回答ブースの設置、啓発イベント開催やオンライン回答の実演など地域の実情に応じた取組を展開したとしている。
- また、今回調査（令和2年調査）では、前回調査（平成27年調査）の結果を踏まえ、世帯等の属性に合わせた取組の充実を図ることとしている。
- しかしながら、本調査が全国民を対象として実施される最も基本的な調査であり、オンライン調査の促進や公的統計に対する国民の理解増進を図る上でも重要な役割を担うものと考えられることから、今回調査（令和2年調査）における広報の取組の効果等について十分な検証を行い、その結果を踏まえ、更なる有効かつ効果的な広報について引き続き検討する必要がある。

#### (審査状況)

ア 総務省統計局は、令和2年調査における広報の効果を検証するため、**図表10**のとおり、令和2年12月にインターネット調査<sup>(注)</sup>による分析を行っている。

(注) 全国の2000人を対象に、性別、年代（20代・30代・40代・50代・60代以上）で均等割付し調査

**図表10 令和2年調査における広報効果の検証結果**

- 広報の接触状況  
国勢調査の広報・話題を見聞きした人は78.0%、見聞きしていない人は22.0%となっており、見聞きした人を広報媒体別に見ると、「テレビCM」が60.6%と最も高く、次いで、「テレビ番組」が18.4%、「新聞広告」が15.0%、「インターネット広告」が14.2%であった。
- 年代別の接触状況  
見聞きした人のうち、全年代で「テレビCM」が5割と最も高くなっている。「テレビCM」に次いで、30、40代は「インターネット広告」の割合が高く、50、60代は「テレビ番組」が高くなっている。  
見聞きしていない人は、若い年代ほど高く、20代では3割以上となっていた。
- 訴求内容の認知状況  
見聞きした人のうち、覚えていることがらとして、「国勢調査が実施されること」が85.4%と最も高く、次いで、「国が実施する重要な調査であること」が45.4%となっている。また、「スマホやパソコンからインターネットで簡単に回答可能」は33.4%となっていた。

イ このような令和2年調査の実施状況を踏まえ、令和7年調査における広報の実施方法については、令和7年調査有識者会議の下に置かれた広報・環境ワーキンググループにおいて検討が行われ、第4回令和7年調査有識者会議において、方針が示されている。

ウ その広報の方針においては、オートロックマンションや昼間不在世帯の増加等による調査環境の悪化や令和2年国勢調査のインターネット回答の割合が4割弱に留まっていることから、以下の方向性が示されている。

- ① 調査の重要性等の理解促進・回答促進、インターネット回答の促進を重点テーマとして、広く認知を得ることができる大規模な広報（テレビCMなど）を引き続き活用するとともに、世帯の属性に応じた柔軟なデジタル広報（若年層に強い動画配信サービスを活用するなど）を実施することを予定。
- ② 民間事業者が提案する企画を評価する企画競争方式での調達を実施するほか、令和6年の事前周知時と令和7年の調査実施時の2年にわたる契約として、一貫性のある広報を実施予定。

エ これについては、不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進に企図するものであり、適当であると考えるが、世帯の属性に応じて新規に対応する取組等について確認したい。

**（論点）**

令和7年調査の広報において、世帯の属性に応じて新たに実施を検討している取組は何か。

#### (4) 簡易調査における「5年前の住居の所在地」の把握可能性の検討

##### (課題)

- 簡易調査である前回調査（平成27年調査）において、平成23年3月に発生した東日本大震災による影響把握のために緊急の措置として追加した「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、今回調査からは、従前どおり、大規模調査でのみ把握する事項として再整理することとしている。
- しかしながら、本調査において人口移動の状況を継続的に把握する重要性は高いと考えられることから、平成22年の本調査から今回調査（令和2年調査）までの「5年前の住居の所在地」の把握結果の分析・評価を行うとともに、総務省が別途作成している「住民基本台帳人口移動報告」による代替可能性についても整理・検討を行った上で、報告者負担にも配慮しつつ、簡易調査を含め、継続的に「5年前の住居の所在地」を把握することについて検討する必要がある。

##### (審査状況)

前記1（1）①のとおり

##### (論点)

前記1（1）①のとおり